

# WTO加盟後の中国

## — 国際商事紛争処理(3)仲裁 —

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田 幸雄

### はじめに

中国における紛争処理法として、裁判と調停について紹介した。今回は、国際商事仲裁について紹介する。第一に、(1)中国における国際商事仲裁の概念について明らかにし、第二に、(2)国際商事仲裁手続を概観し、第三に、(3)中国の国際商事仲裁機関 = 中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁判断の日本における執行申立について簡単に紹介する。

### 国際商事仲裁の概念

国際商事仲裁とは、紛争当事者が、当該当事者間の渉外的要素のある契約性および非契約性の商事法律関係にかかわる紛争を中国の国際商事仲裁機関に申立て、当該機関が紛争の是非を判断し、裁定することである。この概念説明において、「紛争当事者」としては、(1)中国内資企業、外国企業というほかに、(2)中国に設立された外資系企業(中外合弁企業を含む)、(3)香港、マカオおよび台湾地区の企業がある。「渉外的要素」とは、主体、客体、内容のうち何れか一について、中国内地の外の法域とかかわりがあることをいう。「契約性および非契約性」とは、契約、権利侵害または関係法律の規定から生じた経済上の権利義務関係をいう。「商事法律関係」とは、例えば、貨物売買、財産リ

ース、工事請負、委託加工、技術供与、合資経営、合作経営、天然資源の探査開発、保険、クレジット、労務、代理、コンサルティングおよび海上・民用航空・鉄道・道路の貨物輸送、ならびに製品品質、環境汚染、海上事故および所有権にかかわる関係をいう。

中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)に紛争処理が付託されるケースは、中国の対外開放に伴って、国際商事紛争も随分と増えているという。CIETAC秘書局によると、合弁企業に関する紛争についていえば、出資に関する紛争、経営管理に関する紛争、および仲裁機関と清算に関する問題の3つが、比較的多くみられる紛争であるという。

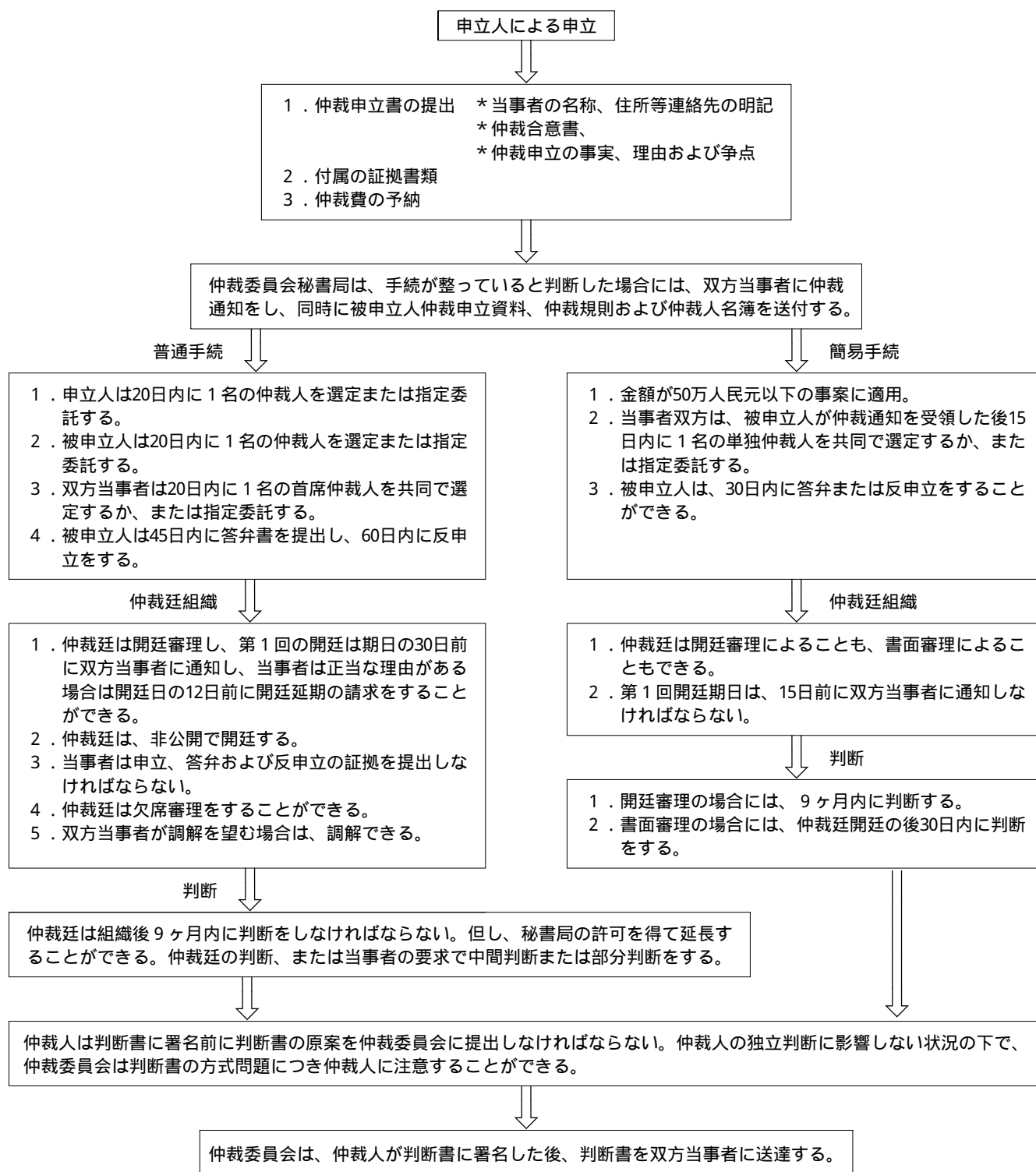
### 国際商事仲裁機関 =

#### 中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)

中国の国際商事仲裁機関として存在するのは、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)である。CIETACは、政府機関からは独立した民間団体であり、北京に本部があるのは、上海および深圳に支部がある。国際商事仲裁事件の仲裁廷は、この3カ所の何れかに設置され、判断が下される。

CIETACにおける仲裁手続は、以下の図のとおりである。

### 中国国際経済貿易委員会仲裁手続フローチャート



#### CIETAC仲裁判断の日本における執行申立

日本企業と中国企業との経済貿易関係の緊密化、日本企業の対中直接投資の増加に伴い、両者間で生じた紛争に関して、CIETACに仲裁付託されるケースが増えている。

このとき、中国での国際商事仲裁にかかわり、日本企業が留意しておかなければならないことは、日中企業間の紛争がCIETACにおいて仲裁付託され、日本企業が仲裁判断の結果、給付義務を負い、当該日本企業が仲裁判断（給付義務）を任意に履

行しない場合どうなるかということである。中国企業がCIETACの仲裁判断の執行裁判を日本で行うということが生じる。現時点までに以下のとおり、4件の裁判例があり、何れもCIETACの仲裁判断について、日本での執行判決が認容されている。

- (1) 中国振興経済貿易公司v 共同通商株式会社の売買契約不履行による損害賠償請求事件(東京地裁平3(ワ)10297号、平5・7・20民35部判決、一部認容、一部棄却(控訴 - 控訴状却下(確定)))判タ859号255 - 260頁、判時1494号126 - 130頁
- (2) 浙江省軽工業品進出口公司v 株式会社タケヤリの生産設備品質不良による損害賠償請求事件〔岡山地裁平4(ワ)8号、平5・7・14民2部判決、認容(控訴)]判タ857号271 - 276頁、判時1492号125 - 128頁
- (3) 中国技術進出口総公司西南公司v 共栄貿易株式会社の売買契約不履行による損害賠償請求事件(東京地裁平5(ワ)11636号、平6・1・27民5部判決、認容・確定)判タ853号266 - 268頁
- (4) 中国化工建設青島公司v カラーケミカル興業株式会社の売買契約不履行による損害賠償請求事件(横浜地裁平10(ワ)851号、平11・8・25民1部判決、認容(控訴))判タ1053号266 - 274頁、判時1707号146 - 150頁

日本におけるCIETAC仲裁判断の執行請求裁判においては、(1)外国仲裁判断の承認・執行に対する我が国民事訴訟法の適用、(2)ニューヨーク条約の国内法的効力、(3)ニューヨーク条約の定める承認・執行の要件の存否、(4)ニューヨーク条約第1条第3項および日中貿易協定前文の相互主義、平等互惠の理解、(5)ニューヨーク条約と日中貿易協定との関係が問題となる。この点は、裁判所の解釈に委ねられることになる。また、この裁判所の

解釈の適否ということについても問題となる。これは本稿の趣旨とは別の争点であるので、ここでは言及しない。

今後、このように日本においてCIETAC仲裁判断の執行請求裁判が提訴されることが予想されること、中国の国際商事仲裁制度について理解することは、日本企業にとって欠かせないことになると考える。

### WTO加盟後の中国における国際商事紛争処理についてのまとめ

中国が対外開放政策を進め、対外貿易、直接投資の受入を拡大するに伴って、涉外経済紛争も増えている。この紛争が多い理由としては、中国人(企業)の契約意識や社会主義計画経済体制の桎梏などの存在が指摘される。

紛争解決法としては、裁判および裁判外紛争処理法としての調解(調停)、仲裁がある。

裁判に関しては、地方人民法院が地方政府から業務監督を受け、裁判官の任免権が地方政府にあり、予算も地方財政に依存していることなどから地方企業を保護しようとする判決が下されることがあるといわれ、公正さに疑問が呈されることがしばしばある。

中外企業の紛争処理法として、最も利用度が高いのが中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)による仲裁である。日中間の紛争でも多く利用されるようになってきており、CIETACの仲裁判断の執行裁判が日本で争われるケースも見られる。そこで、CIETACの仲裁制度を理解することは、日本企業にとっても重要な問題となりつつあると考える。

今回で、WTO加盟後の中国における国際商事紛争処理についての紹介を終わります。